



日本銀行 政策委員会月報

令和5年4月



第879号

※ 本月報の内容について、商用目的で転載・複製を行う場合（引用は含まれません）は、予め日本銀行政策委員会室までご相談ください。
引用・転載・複製を行う場合は、出所を明記してください。

目次

1. 政策委員会委員の就退任	1
2. 議決事項等	3
(1) 金融政策決定会合関係	3
◆金融市場調節方針の決定に関する件（4月27・28日）	3
◆資産買入れ方針の決定に関する件（4月27・28日）	4
◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（4月27・ 28日）	5
◆「経済・物価情勢の展望（2023年4月）」の基本的見解を決定 する件（4月27・28日）	8
◆金融政策決定会合の議事要旨（2023年3月9、10日開催分）に 関する件（4月27・28日）	8
(2) 通常会合関係	9
◆内田副総裁および氷見野副総裁の兼職を承認する件 （4月7日）	9
◆政策委員会議長の互選に関する件（4月10日）	10
◆議長の職務を代理する者の決定に関する件（4月10日）	10
◆総裁の兼職を承認する件（4月10日）	11

◆総裁の兼職を承認する件（4月25日）…………… 12

◆政策委員会月報（令和5年3月）に関する件（4月25日）…………… 12

3. 報告事項 …………… 13

1. 政策委員会委員の就退任

令和5年4月8日、日本銀行総裁 黒田 東彦くろだ はるひこが任期満了により退任した。翌4月9日、植田 和男うえだ かずおが日本銀行総裁に就任し、政策委員会委員となった。

2. 議決事項等

(1) 金融政策決定会合関係

◆金融市場調節方針の決定に関する件（4月27・28日）

本委員会は、令和5年4月27・28日の金融政策決定会合において、以下のとおり決定した。

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

- (1) 日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。
 - (2) 10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。
2. 1. に関し、長短金利操作の運用として、長期金利の変動幅を「±0.5%程度」とし、10年物国債金利について金額を無制限とする0.5%の利回りでの固定利回り方式の国債買入れ（指値オペ）を、明らかに応札が見込まれない場合を除き、毎営業日、実施すること。また、1.の金融市場調節方針と統合的なイーールドカーブの形成を促すため、大規模な国債買入れを継続するとともに、各年限において、機動的に、買入れ額の増額や指値オペを実施すること。

◆資産買入れ方針の決定に関する件（4月27・28日）

本委員会は、令和5年4月27・28日の金融政策決定会合において、長期国債以外の資産の買入れについて、下記のとおりとすることを決定した。

記

1. ETFおよびJ-REITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。
2. CP等は、約2兆円の残高を維持する。社債等は、感染症拡大前と同程度のペースで買入れを行い、買入れ残高を感染症拡大前の水準（約3兆円）へと徐々に戻していく。ただし、社債等の買入れ残高の調整は、社債の発行環境に十分配慮して進めることとする。

◆「当面の金融政策運営について」の公表に関する件（4月27・28日）

本委員会は、令和5年4月27・28日の金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について別紙のとおり公表することを決定した。

別紙

2023年4月28日

日本銀行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定した。

(1) 長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）（全員一致）

① 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりとする。

短期金利：日本銀行当座預金のうち政策金利残高に▲0.1%のマイナス金利を適用する。

長期金利：10年物国債金利がゼロ%程度で推移するよう、上限を設けず必要な金額の長期国債の買入れを行う。

② 長短金利操作の運用

長期金利の変動幅を「±0.5%程度」とし、10年物国債金利について0.5%の利回りでの指値オペを、明らかに応札が見込まれない場合を除き、毎営業日、実施する。上記の金融市場調節方針と整合的なイールドカーブの形成を促すため、大規模な国債買入れを継続するとともに、各年限において、機動的に、買入れ額の増額や指値オペを実施する。

(2) 資産買入れ方針（全員一致）

長期国債以外の資産の買入れについては、以下のとおりとする。

① ETFおよびJ-REITについて、それぞれ年間約12兆円、年間約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、必要に応じて、買入れを行う。

② CP等は、約2兆円の残高を維持する。社債等は、感染症拡大前と同程度のペースで買入れを行い、買入れ残高を感染症拡大前の水準（約3兆円）へと徐々に戻していく。ただし、社債等の買入れ残高の調整は、社債の発行環境に十分配慮して進めることとする。

2. 日本銀行は、内外の経済や金融市場を巡る不確実性がきわめて高い中、経済・物価・金融情勢に応じて機動的に対応しつつ、粘り強く金融緩和を継続していくこと

で、賃金の上昇を伴う形で、2%の「物価安定の目標」を持続的・安定的に実現することを目指していく。

「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する。マネタリーベースについては、消費者物価指数（除く生鮮食品）の前年比上昇率の実績値が安定的に2%を超えるまで、拡大方針を継続する。引き続き企業等の資金繰りと金融市場の安定維持に努めるとともに、必要があれば、躊躇なく追加的な金融緩和措置を講じる。

3. わが国経済がデフレに陥った1990年代後半以降、25年間という長きにわたって、「物価の安定」の実現が課題となってきた。その間、様々な金融緩和策が実施されてきた。こうした金融緩和策は、わが国の経済・物価・金融の幅広い分野と、相互に関連し、影響を及ぼしてきた。このことを踏まえ、金融政策運営について、1年から1年半程度の時間をかけて、多角的にレビューを行うこととした。

◆「経済・物価情勢の展望（2023年4月）」の基本的見解を決定する件（4月27・28日）

本委員会は、令和5年4月27・28日の金融政策決定会合において、「経済・物価情勢の展望（2023年4月）」の基本的見解^{注1)}を決定した。

◆金融政策決定会合の議事要旨（2023年3月9、10日開催分）に関する件（4月27・28日）

本委員会は、令和5年4月27・28日の金融政策決定会合において、金融政策決定会合の議事要旨（2023年3月9、10日開催分）^{注2)}を承認した。

注1) インターネット・ホームページをご参照ください（4月28日公表）。

注2) インターネット・ホームページをご参照ください（5月8日公表）。

(2) 通常会合関係

◆内田副総裁および氷見野副総裁の兼職を承認する件（4月7日）

本委員会は、令和5年4月7日、「役員の新規兼任に関する特則」2. (2) イ. に基づき、内田副総裁について次の兼職を承認することを決定するとともに、同一の職に再任される場合は、その兼職を承認することを決定した。

また、「役員の新規兼任に関する特則」2. (2) イ. に基づき、氷見野副総裁について次の兼職を承認することを決定した。

1. 内田副総裁

兼 職 名	報酬の有無	任 期
関税・外国為替等審議会委員	無	2年 ^(注)
関税・外国為替等審議会外国為替等分科会委員	無	2年 ^(注)

(注) 前任者の残任期間（令和7年3月12日まで）とする。

2. 氷見野副総裁

兼 職 名	報酬の有無	任 期
金融広報中央委員会委員	無	定めなし

◆政策委員会議長の互選に関する件（4月10日）

本委員会は、令和5年4月10日、日本銀行法第16条第3項の規定に基づき、政策委員会議長を植田 和男委員とすることを決定した。

◆議長の職務を代理する者の決定に関する件（4月10日）

本委員会は、令和5年4月10日、日本銀行法第16条第5項の規定に基づき、政策委員会議長 植田和男委員に事故がある場合に議長の職務を代理する者および代理する場合の順位を以下のとおりとすることを決定した。

氷見野	良三	委員	第一順位
内田	眞一	委員	第二順位
安達	誠司	委員	第三順位

◆総裁の兼職を承認する件（4月10日）

本委員会は、令和5年4月10日、「役員の兼職に関する特則」2. (2) イ. に基づき、総裁について次の兼職を承認することを決定するとともに、同一の職に再任される場合は、その兼職を承認することを決定した。

兼 職 名	報酬の有無	任 期
国際通貨基金総務会総務代理たる日本政府代表代理	無	定めなし
国際復興開発銀行総務会総務代理たる日本政府代表代理	〃	〃
欧州復興開発銀行総務会総務代理たる日本政府代表代理	〃	〃
米州開発銀行総務会総務代理たる日本政府代表代理	〃	〃
アジア開発銀行総務会総務代理たる日本政府代表代理	〃	〃
アフリカ開発銀行総務会総務代理たる日本政府代表代理	〃	〃
投資紛争解決国際センター理事会代表者代理たる日本政府代表代理	〃	〃
経済財政諮問会議議員	〃	2年 ^(注)

(注) 前任者の残任期間（令和7年1月17日まで）とする。

◆総裁の兼職を承認する件（4月25日）

本委員会は、令和5年4月25日、「役員の兼職に関する特則」2. (1)、(2) イ. または (2) ロ. に基づき、総裁について次の兼職を承認することを決定するとともに、同一の職に再任される場合は、その兼職を承認することを決定した。

兼 職 名	報酬の有無	任 期
国際決済銀行理事	有	3年 ^(注1)
中央防災会議委員	無	定めなし
金融広報中央委員会顧問	〃	〃
一般社団法人日本経済団体連合会顧問	〃	2年
日本商工会議所顧問	〃	3年 ^(注2)
東京商工会議所顧問	〃	3年 ^(注3)
公益社団法人日本租税研究協会顧問	〃	定めなし

(注1) 前任者の残任期間（令和6年7月31日まで）とする。

(注2) 前任者の残任期間（令和7年10月31日まで）とする。

(注3) 前任者の残任期間（令和7年10月31日まで）とする。

◆政策委員会月報（令和5年3月）に関する件（4月25日）

本委員会は、令和5年4月25日、政策委員会月報（令和5年3月）を承認した。

3. 報告事項

- 最近の考査結果の概要（金融機構局）
- 金融システムレポート（金融機構局）^{注)}
- 2022年度「不動産その他の重要な財産の取得または処分」に関する報告（文書局、発券局、システム情報局）
- 金融機関の業務運営動向とリスクの状況に関する定例報告（金融機構局）

注) インターネット・ホームページをご参照ください（4月21日公表）。

令和5年5月23日

日本銀行政策委員会月報（第879号）

編集兼発行者 日本銀行政策委員会室長
千田 英 継

発行所 日 本 銀 行

東京都中央区日本橋本石町 2の1の1
電話 03-3279-1111(代表)

本月報に関する照会は、日本銀行政策委員会室(03-3277-3680〈直通〉)までお寄せください。